

山梨県公報

第四百十七号

令和五年

十月十二日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(5件)……………六三五

公告

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………六三六
○土地改良区役員の就任……………六三七
○随意契約の相手方の決定について……………六三七
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六三七

告示

山梨県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年十一月二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 塩山勝沼線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山小屋敷字駒園二二八〇番五地先から	旧	六・四	四四四・七
甲州市塩山三日市場字屋敷添三三三四番一	新	一五・九	四四四・七
地先まで	新	一〇・一	四四四・七

三一・〇

山梨県告示第二百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年十一月二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 万力小屋敷線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山三日市場字屋敷添三三三四番一	旧	六・四	四四四・七
地先から	新	一五・九	四四四・七
甲州市塩山三日市場字屋敷添三三七五番一	新	一〇・一	四四四・七
地先まで	新	三一・〇	四四四・七

山梨県告示第二百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年十一月二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 柳平塩山線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
一 道路の種類 県道	旧新	敷地の幅員	延長
二 路線名 柳平塩山線			
三 道路の区域			

甲州市塩山小屋敷字駒園二二八〇番五地先から 甲州市塩山三日市場字屋敷添三三三四番一 地先まで	旧	の別 (メートル)	(メートル)
	新		
	六・四 一五・九		四四四・七
	一〇・一 三一・〇		四四四・七

山梨県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年十一月二日まで一般の縦覧に供する。
令和五年十月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三日市場南線
- 三 道路の区域

甲州市塩山小屋敷字村西一九七八番一地先から 甲州市塩山小屋敷字村西一九八二番一地先 まで	旧	の別 (メートル)	延長 (メートル)
	新		
	五・三 一一・二		七〇・五
	八・二 二八・二		七〇・五

山梨県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年十一月二日まで一般の縦覧に供する。
令和五年十月十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下萩原三日市場線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

甲州市塩山三日市場字屋敷添三三三三番一 地先から 甲州市塩山三日市場字屋敷添三三三四六番一 地先まで	旧	の別 (メートル)	延長 (メートル)
	新		
	七・四 一三・二		八三・七
	七・四 二八・二		八三・七

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和五年十月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ダイレックス湯村店 山梨県甲府市湯村一丁目千九百三十一番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和五年五月十五日
- 四 意見の概要
 - 1 交通安全対策の実施
 - 2 騒音対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和五年十一月十三日まで

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和五年十月十二日

一 就任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	蒔田良彦	笛吹市一宮町千米寺六十二番地	令和五年九月二十一日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年十月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 新土木設計積算システム（ESTIMA山梨県版）運用支援・保守義務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県県土整備部技術管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年八月三十日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 富士通Japan株式会社
- (二) 住所 東京都港区東新橋一丁目五番二号

五 契約金額

五千七百五十八万三千四百十六円

六 随意契約によることとした理由

新土木設計積算システム（ESTIMA山梨県版）の開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

版）の開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年十月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山小屋敷字己ノ起二千十五番一、二千十五番三、二千十六番一、二千十六番二、二千十七番一及び二千十七番二並びに字上原二千番一、二千四番一、二千五番一、二千五番二、二千七番一、二千八番一、二千九番一、二千十番一、二千十四番一、二千十四番二、二千十六番一、二千十六番三、二千十六番四、二千十六番六、二千二十番一、二千二十一番一、二千二十三番一、二千二十四番一、二千二十五番一及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区鍛冶町一丁目四番七号 株式会社 アスカインデックス 代表取締役 田中 礼右

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番